

令和元年

第2回市議会定例会 議案第14号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第32条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第32条の3第1項各号または前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項および第3項に定める技術上の基準に従い、または当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合における住宅用防災警報器等の設置の免除に関する基準を定め、

および規定を整備するため